令和８年１１月１２日
烏 山 総 合 支 所
危 機 管 理 部

オウム真理教問題対策（状況）について

１　現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、ＧＳハイム烏山（南烏山６－３０－１９）に「ひかりの輪」信者５名程度が居住している模様である。

２　烏山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況

（１）会議の開催状況

第２０９回実行委員会（第２７３回事務局会議合同）
日　時　令和８年９月１１日（金）午後１時３０分～２時４０分

第２１０回実行委員会（第２７４回事務局会議合同）
日　時　令和８年１０月５日（月）午後１時３０分～２時３０分

第２１１回実行委員会（第２７５回事務局会議合同）
日　時　令和８年１１月４日（水）午後１時３０分～３時１０分

（２）第５３回 抗議デモ・学習会

日　時　令和８年１１月１４日（土）午後１時３０分～４時頃
場　所　抗議デモ：烏山区民センター前広場～ＧＳハイム烏山前～烏山区民センター前広場
　　学 習 会：烏山区民会館ホール
講　師　板橋　功氏（公益財団法人 公共政策調査会 研究センター長）
演　題　「地下鉄サリン事件から３１年、日本のテロ対策を考える」

３　観察処分更新を求める国への要請行動及び観察処分更新請求の動きについて

１０月１３日（火）に、オウム真理教対策関係市区町連絡会や関係議会、各地の住民対策協議会が、法務大臣及び公安調査庁長官、公安審査委員会に対して直接、観察処分更新を求める要請行動を実施した。世田谷区からは、住民協議会代表３名、区議会議長及び当特別委員会委員長、区長ほか区職員９名が参加し、署名や要請書、意見書を提出した。

また、公安調査庁は１１月２日（月）、オウム真理教後継団体の「アレフ」「ひかりの輪」「山田らの集団」に対する観察処分の更新を公安審査委員会に請求した。

４　四者会議の開催結果

公安調査庁の呼びかけにより、１０月２８日(水）に住民協議会、成城警察署及び世田谷区の四者、計１７名でアレフやひかりの輪等に関する情報交換･共有を行った。

５　オウム真理教問題講演会の開催

主　　催　世田谷区
日　　時　令和８年１２月７日（月）午後３時～５時
場　　所　玉川せせらぎホール（玉川区民会館）
演　　題　「オウム真理教問題を風化させない」
講　　師　公安調査庁
対　　象　区民及び区職員

オウム真理教対策 第53回
抗議デモ・学習会

11月14日(土)

◆抗議デモ　午後1:30 集合
烏山区民センター前広場



◆学 習 会　午後2:30 開会
手話通訳あり　烏山区民センターホール

入場無料
ぜひご参加ください

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

◎講演「地下鉄サリン事件から31年、日本のテロ対策を考える」



講師：板橋 功 氏

公益財団法人 公共政策調査会
研究センター長

〔略歴〕

1987年慶應義塾大学大学院修了後、社会工学研究所に入所。財団法人 公共政策調査会へ出向、研究室長を経て、2015年7月より現職。社会工学研究所入所後、一貫してテロリズム問題（国際テロ情勢、テロ対策）、組織犯罪、危機管理関係の研究に従事。

日本赤軍や極左過激派、そして何といってもオウム真理教による数々のテロ事件と、日本は世界の中でも稀にみるテロの先進国である。日本人は、この事実をほとんど意識していない。約40年に及ぶテロリズムの研究を基に、日本のテロ対策を考察する。

主催：烏山地域オウム真理教対策住民協議会　　後援：世田谷区

連載

地域と共に

「ひかりの輪」の観察処分、国が敗訴（上）

オウム真理教の後継団体であるアレフが分裂したのは平成19年でした。当時の代表は上祐だったが麻原彰晃への帰依を隠して修行も変えていた。そうすることで観察処分から逃れることを狙っていたが、信者は減り、お布施も減っていた。そのために麻原の家族から嫌われ、アレフから追い出されてしまい、上祐たちは烏山で「ひかりの輪」を作った。しばらくして「アレフ」は足立区にビル一棟を買って移り住んだ。また、金沢市には「山田らの集団」も誕生した。

ひかりの輪は、観察処分が更新されるたびに観察処分不当の裁判を起こしている。5回目の訴訟で、東京地裁は観察処分不当の判決を出した。上祐たちの活動はオウム真理教の教義など全てを消して、緩いサークル活動のように見せかけていたため、ひかりの輪に観察処分更新をするのは無理があると結論付けたのだろう。

しかし、我々が心配しているのは観察処分が外れると上祐たちは自由になり、再度、観察処分を掛けることは相当困難になることであり、観察処分が外れてから上祐がオウム真理教の教えを復活させても、誰もそれを知ることができないのです。烏山地域に、警察や公安調査庁の監視も出来ない新たなオウム真理教が再生してしまうということです。

判決があった日、昼頃に烏山へ戻ってきた上祐は、よほど嬉しかったのか、住民協議会の監視小屋前を通るときに詰所にいた人に対し、やたら丁寧にお辞儀をし「ご苦労さまです」と言った。裁判に勝って協議会に皮肉の一つも言いたかったのだろう。

この地裁判決は、法曹関係者の誰に聞いても覆らないだろう、控訴してもまず勝ち目はないという。しかし、国は控訴した。

（つづく）

夏の募金活動を終えて



7月31日 ·8月1日
からすやま夏まつり　盆踊り大会

今年の夏も、烏山地域のさまざまな行事の場で募金活動を行わせていただきました。

住民協議会から募金活動をお願いしていた行事だけでなく、町会や夏まつり実行委員会の皆さまからもお声をかけていただき、多くの場所で活動することができました。会場の一角に募金ブースを設けることを快くご承諾いただいた各団体の皆さまには、心より感謝申し上げます。

夏まつりに足を運ばれた方からは、「まだ、オウム真理教は烏山にいるんですか?」とご質問を受けることもありました。また、ある夏まつり会場では小学校高学年くらいのお子さんが募金をしてくださった際に、「悪い人は早く烏山からいなくなるといいですね。頑張ってください。」と声をかけてくれました。突然のことで驚きましたが、私たちの活動を知ってくれていること、そして応援の言葉をかけてくれたことが、とても嬉しく感じられました。

地下鉄サリン事件から 31 年が経ち、事件を直接知らない若い世代の方々も増えています。そうした中で地域の皆さまにこの問題を知っていただき、次の世代にも記憶を伝えていくことの大切さを今回の募金活動を通して改めて感じました。

自分たちが暮らす街で何が起きているのかを知り、関心を持つことが「安心・安全」な地域をつくる第一歩だと思います。

これからも、安心して暮らせる烏山の街を守っていきたいと強く感じた、暑い夏の活動でした。

『オウム真理教問題講演会』のご案内

オウム真理教による地下鉄サリン事件から 31 年が経過しました。世田谷区ではオウム真理教が引き起こした事件を風化させないために講演会を開催します。

予約不要で、どなたでも聴講できます。是非ご参加ください。

【内　容】

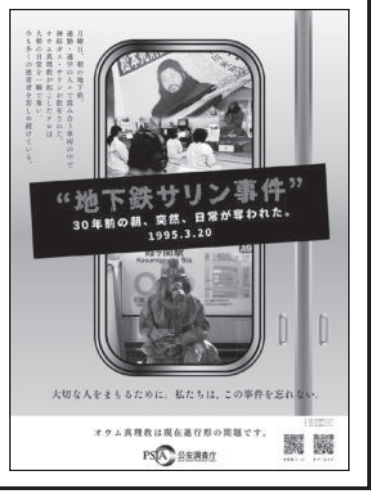
日　時：令和８年12月7日（月）
　　午後3時～5時

会　場：玉川せせらぎホール
　　（玉川区民会館ホール）
　　世田谷区等々力３－４－1

テーマ：『オウム真理教問題を風化させない』

講　師：公安調査庁職員

問合せ先：
　　世田谷区危機管理部 地域生活安全課
　　電話 5432－2267 / FAX 5432－3066



協議会ホームページアドレス　https://www.karasuyama-kyogikai.jp

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

本紙についてのお問い合わせ：世田谷区南烏山6-22-14　烏山総合支所内住民協議会 電話 03（3326）1202・ＦＡＸ 03（3326）1050